

近隣トラブル記録NO. 2

隣人トラブル・獣銃殺傷事件

(平成17年7月発生)

近く続いた挙句、獣銃の所持許可を得た男性が、その銃で隣家の主婦を狙撃して殺害した事件である。

平成14年7月4日の午後1時ころ、主婦（当時60歳）が自宅2階のベランダで布団を取り込んでいた時、東側隣家住人である男（当時62歳）が自宅庭から獣銃を発砲し、主婦はその散弾に被弾して倒れた。男はその後、主婦宅のベランダへ行き、倒れている主婦へ至近距離から再度発砲して殺害した。

- ①隣人同士が20年近く争い、その結果、当事者が相手を獣銃で射殺し、自分も自殺するという悲惨な結果に終わった事例
- ②被害者は必至の思いで警察や市役所などをあらゆる所に相談し、助けを求めたが、解決に至らなかつた事例。
- ③公安委員会が獣銃所持許可をしたことについて、許可の審査に当たつた担当警察官らの職務行為に違法があつたとして、遺族等の県への国家賠償請求が認容された事例。

1. 事案の特徴・概要

▲特徴▼

が加害者に獣銃の所持を許可したことについて、許可の審査に当たつた担当警察官らの職務行為に違法があつたとして、遺族等が県を相手に損害賠償請求を起し、義妹には800万円、主婦の夫には500万円など総計4700万円の国家賠償請求が認められた。被告側が控訴したが、最終的には高裁で同額の和解が成立し決着した。

我が国に近隣トラブルの社会的な解決システムがないために、最悪の結果を迎えてしまつた典型的な事例として、その詳細を紹介するものである。

この際、主婦宅の隣に居住していた主婦の義妹である女性（当時58歳）が、異変を察知して自宅から外へ出たところ、男が主婦宅ベランダから獣銃を狙撃発砲し、その散弾に被弾して義妹は頭部銃創等の重傷を負つた。加害者の男は、事件直後に、その場で獣銃で自殺した。

この殺傷事件に至るまで、20年近くにも亘つて泥沼の隣人トラブルが繰り広げられ、加害者の男が数々の嫌がらせを行い、それを受けた被害者の主婦は、考えられるあらゆる人や機関に相談に行つていて。しかし、その甲斐もなくトラブルは解決することなく最悪の結末を迎ってしまった。

本事件は、隣人同士のトラブルが20年

▲概要▼

2. 事件の詳細経緯

隣人関係から敵対関係へ

事件現場となつた場所は、関東北部の小都市ある比較的静かな住宅地である。

被害者となつた中村友子（仮名、事件當時60歳）は、昭和44年10月26日、自動車メーカーのH株式会社（以後、H社とする）に勤務する中村正幸（仮名、事件当時59歳）と結婚し、長男をもうけた。

その後、昭和53年12月5日から、中村正幸が会社の斡旋で購入した分譲住宅で、中村正幸、長男とともに3人で生活するようになつた。友子は、言動のはつきりした社交的な性格であり、ガーデニングを趣味として、家事の傍ら、自宅庭で様々な草木を育てるなどしていた。

加害者の内山和男（仮名、事件当時62歳）は、高校卒業後、自動車整備関係の工場勤務を経て、自衛隊に3年間勤務し、大型免許を取得するなどし、除隊後タンクローリーの運転手として働いた後、H社に勤務するようになつた。和男は、昭和48年に妻の幸恵と結婚し、翌49年に息子をもうけた後、中村友子とほぼ同時期に、中村宅の東隣の分譲住宅を購入し居住するよ

うになつた。内山和男は、生真面目な性格であり、山歩きや魚釣りを趣味としていた。

友子、和男らが居住していた地区は、昭和52年ころに造成された新興住宅団地であり、他にもH社の関係者が多く居住していた。両家の住宅は、敷地面積が約200平方メートル、床面積が80平方メートルの2階建てで、同じ大きさの建物であつた。

中村正幸の妹・岡本良江（仮名、事件当時58歳）は、昭和48年9月に結婚後、

昭和54年1月から、中村正幸・友子宅の南西隣に位置する家に居住するようになつた。良江は、友子らと親族関係であるため親しくしていたが、内山とは、会うと挨拶をする程度の関係であった。

中村家と内山家とは、転入当初は、顔を合わせると挨拶をしたり、専業主婦である妻同士が、昼間に世間話やお茶飲みをするといった和気あいあいの付き合いをしており、じきに、内山宅と中村宅の庭の境界部分の塀を一部開き、幸恵が度々中村宅を訪れるようになるなど、近所で、仲が良いと評判になるほどであつた。

しかし、数年後には、幸恵が中村家宛の郵便物を勝手に見た、見ないといった問題から、友子が幸恵に対して憤慨し、付き合

いを断るようになり、友子の口からこのことを知った近所の者も、次第に幸恵と疎遠になつていった。近所の人は、「両家とも、植木やマイカー、子どもの成績まで何でも競い合つていいようだつた」と話している。

和男は、昭和50年代半ば以降、自宅庭から友子に対して怒鳴つたり、友子宅へ犬猫の糞やゴミを投げるといった嫌がらせをするようになつていった。

エスカレートする嫌がらせ

昭和62年以降、中村正幸が転勤となり、平日は他県に単身赴任をし、週末に自宅に帰つてくるようになると、和男の嫌がらせの多くは、平日の、中村正幸が留守のときに行われるようになつた。

友子は、和男の嫌がらせが約10年と長期にわたつて続いたことから、平成3年12月には、市広報課市民相談係、地方法務局人権擁護係、精神保健相談センターへ、和男に対して隣人としてどう対処すべきか等について相談をしたことがあつた。法務局では、言われたことを全てメモしておくように言われ、それを受けて、以前から利用していた家計簿兼日記帳に嫌がらせの日時場所、内容などを詳細に記録し始めた。

平成8年1月、内山幸恵は、自治会の行事の準備から帰宅後、くも膜下出血を起こし、2度の手術を受けたものの、同年3月以来右半身不随となり、身体障害者1級、要介護2の認定を受けた。

幸恵は、同年6月下旬に入院先の病院を退院して自宅に戻つたものの、脳外科及びリハビリ科への通院が続き、和男は、仕事から早く帰つて来ては、幸恵の面倒をみたり、家事を行うようになつた。幸恵は、以前から難聴であつたことに加えて、くも膜下出血後は失語症になり、片言の単語が話せる程度の状態となつた。

和男は、このころから、友子が正午頃に布団を叩くことについて、大声で文句を言つようになつていつた。和男は、「昼の食事、休憩時間に布団を叩くのは非常識だ。昼時の時間帯を外してくれれば、音が大きかるうが構わない」などと自分の息子にも話し、友子への怒りを顕わにしていた。和男は、友子が、布団を叩く時間を、午後1時、2時などに変えてなお、文句を言い続け、友子が「周りの人も（布団叩きを）やつているでしょ」などと言うのに対し、「周りはいいんだ。貴様だけは何やつてもダメなんだ」などといふこともあつた。

和男は、同じころ、自宅敷地内の、中村家ベランダから目につく中村宅との境界付近に、約30cmの高さの木の棒を地面に立て、棒の先端に、ネズミの死骸を糸で吊すという奇異な行動に出た。

平成10年3月末ころ、中村家が自宅屋根をコロニアルから瓦へ替えたところ、和男が3日間にわたつて夜中に中村宅の屋根へ石を投げた。また、同じころ、和男が夜にわざわざ電話をかけ友子に苦情を言うことがあつた。

友子は、そのころ、地方法務局に電話で相談したところ、和男の嫌がらせをメモに残しておくことを助言されたため、それ以降、和男の発言や行動で気付いた点を、日記等にメモするようになつた。

8月には、友子が中村宅の庭木に消毒液を散布し、同時期に内山宅の庭の芝生が一部枯れたのを機に、和男は、同月13日、友子に毒物をまかれたなどとして110番通報をし、鑑識官を含む10名以上の警察官が出動するという騒ぎを起こした（以下「毒物事件」という。）。

その後、芝生が刈れた原因は、和男がシンナー類の液体の残りを芝生に捨てたためであつた可能性が高いことが判明した。

友子は、10月3日、地区の自治会の会長や副会長と共に、和男の過去の嫌がらせを整理して記載したメモを持参して交番を訪れ、相談をしたところ、勤務先であるH社に相談すること、電話での嫌がらせは録音することを助言された。

12月8日には、中村家で頼んだ大工の職人が自動車2、3台を中村宅前の道路上に停めていただけで、和男は、110番通報をしてパトカーを呼んだ。

平成11年9月27日、和男は、回覧板

を届けに中村宅を訪れた際、チャイムを何度も異常に鳴らし、玄関先や庭先から友子に対して執拗に叫び続けた。

10月ころ、友子は、内山宅との境に塀を建てるなどを考え、業者の見積もりをとるなどしていたところ、和男が、友子よりも先に、中村宅との境に約2mもの高さのアルミ製の塀を立てた。和男は、友子に睨かれているから塀を立てたなどと息子に話した。友子は、このころから、和男に、中村宅内の会話を盗聴されたり、友子の様子を盗撮されているという不安を感じるようになった。これについて友子から話を聞いた近所の住人は次のように供述している。「自宅で友子さんが旦那さんと自宅の瓦を

取り替えようかというように話をしていると。まもなく内山さんの家で瓦を取り替えたということです。車を買い替えようかと話していると、内山さんが車を買い替えたということです。それで、内山さんが家の話を聞いている、盗聴器が仕掛けられていると言いました。家に行つて実際に盗聴器も見せてもらいました」

友子は、翌28日、近所に住むH社の総務課の課員に対して記録メモを渡し、和男との関係について、H社の仲裁を依頼した。しかし、H社が仲裁に動いてくれる様子がみられず、10月17日には、近くの公民館へ無料法律相談に行き、和男との件を相談した。

平成12年、和男は3月にH社を定年退職した後、就職はせず、幸恵の介護と家事のために、日中自宅で過ごすようになった。同じころ、幸恵は病気のために満足に歩くことができなくなり、和男は、度々、幸恵を病院へリハビリに連れて行くようになつた。

7月3日午後零時半ころ、友子が布団を取り込んでいたところ、和男は、「今、昼休みだ。雨も降つてない、雷も鳴つてない、今布団取り込む事ないだろう」「オメエー

は嘘つきだ。木を根元から切ると言つたのに切らない」「旦那は俺を馬鹿にしている」などと怒鳴つた。

友子は、同日夕方、地元警察署に電話をかけ、和男との件の相談をしたところ、何かあつたらいつでも110番するように助言された。友子は、地方法務局人権擁護課にも電話し、翌4日には相談に訪れた。

7月4日の夕方、和男は、回覧板を届けに中村宅に行つた際に、大声で怒鳴り始め、その後、自ら110番通報をした。これを受けて、地元警察署の警察官2名が、パトカーで内山宅へ臨場した。また、同じころ、友子も110番通報をし、隣の主人が来てもめている旨申告し、交番の警察官2名が、地元警察署警察官の臨場直後に、パトカーで臨場した。地元警察署の担当警察官は、勤務日誌に、「事案処理（口論）」「【隣家とのいざこざ】との申告に基づく事案処理」と記載した。

友子は、8月1日には、地元警察署に電話をして、和男の嫌がらせについて相談し、人権擁護センター、裁判所、弁護士にも相談しているし、110番通報したこともある。最近は小石を投げたり車のエンジンをかけておいて排気ガスを流したりする、

精神異常ではないかと思える行動が多い、何かあつたら110番するのでよろしくお願いしたい」などと訴えた。地元警察署では、友子からの相談内容を、「隣りに住む住人からの嫌がらせについて」と題を付して、電話記録用紙に記載した。

10月ころには、和男は、中村宅との境の堀のすぐそばに、堀の高さより少し低い脚立を常置するようになり、度々、脚立に登つて中村宅を覗き込むようになつた。また、和男は、興奮したときに、脚立に登つて堀の上から上半身を中村宅敷地内へ乗り出し、数十cmの長さの剪定鋸を持った腕を伸ばして鋸を開閉し、友子を威嚇することもあつた。

友子は、11月には、夜中に和男が中村宅敷地内に侵入しているという不安を感じ、カーポートに、センサー付きのライトを設置した。

友子は、11月1日に、地方法務局人権擁護課、近くの保健婦に対して、電話で和男との件を相談した。

友子は、その後、民生委員の家を訪れ、興奮した様子で、和男とのトラブルについて相談をした。民生委員は、友子に対して、布団を入れる時間を変えたり、話し合いを

するようにアドバイスをしたが、友子には、アドバイスを聞き入れる様子はみられなかつた。

11月7日、和男が民生委員に電話をかけ、友子とのトラブルについて相談をした。和男は、それまでの友子との間のトラブルを話した上で、興奮した口調で、「どうしても許せないので何とかしたい、その結果刑務所に入る事になつても良い。」と口にした（以下「刑務所発言」という。）。

民生委員は、それまでに、相談者の口から刑務所発言のような言葉を聞いたことがなかつたため、何か間違いがあつては困る、エスカレートしては困ると思い、和男に対し、「思い余つた様ことはしないで、お互に話し合つた方が良いですよ」と助言した。和男は、その後しばらく話をしたのち、友子と話し合いをする気はない、ご心配をおかけしますなどと言つて、電話を切つた。

友子は、11月9日には、和男との件を警察に相談するために、毒物事件を含む、それまでの経過を記載したメモを持参して地元警察署を訪れた。警察署では、生活安全課警察安全相談の係長が、友子の相談について、安全相談案件として対応した。友

子は、この生活安全課係長に対して、丁寧な口調で、昭和57年頃から嫌がらせが始まること、近くの保健婦や民生委員にも相談をしてきたことなどを伝えた。生活安全課係長は、友子に対して、すぐに解決とはいいかないと思うが相手のことを調べて効果的な方法を考えたい、相手が敷地内に無断で入つた、深夜大声で怒鳴る、凶器となるような物を手にする等の場合には110番申告をするようにと話した。

生活安全課係長は、友子が帰つた後で、友子が相談した保健婦と民生委員に電話をかけ、友子と和男との件について尋ね、聴取内容を、相談受理簿に記載した。民生委員からは、友子の相談内容と、11月7日の和男の電話での発言の報告があり、生活安全課係長は、上記受理簿に、「どうしても許せないので何とかしたい。その結果刑務所に入る事になつても良い。」と和男が民生委員に話したこと等を記載した。

平成13年の1月か2月ころに、友子は、民生委員に電話をかけ、和男とのトラブルの話をした。そこで民生委員は、和男の様子を確認するために、和男に電話をかけたところ、和男は、幸恵の容態や介護の苦労について話すだけで、友子のことについて

ての話はなかつた。

3月12日朝、和男は、中村宅玄関先で、友子に向かつて大声で怒鳴つた。

4月16日、友子が布団を取り込んでいた際に、和男が、金属製のものをかちかちとさせ始めたので、友子は、午後2時半ころに、交番に相談の電話を入れ、巡査部長、警部補がパトカーで中村宅を訪れた。巡査部長らは、友子の話を數十分程度聞いた後、友子方を辞して内山宅へ行くと、和男がカーポートの辺りにいたため、10分程度和男と話をして、仲良くするように注意した。巡査部長らは、地元警察署の勤務日誌に、「事案処理（隣家のトラブル）」「隣家同士のトラブルの事案処理」と記載した。

友子は、4月19日朝、裁判所に、和男の嫌がらせについて何らかの保全処分を申し立てることができないか相談をしたところ、警察へ相談することを示唆されたため、交番に電話をした。交番では、警部補が対応し、地元警察署生活安全課に相談することを勧めたため、友子は、夕方、地元警察署生活安全課に電話で相談をしたが、満足のいく回答は得られなかつた。

友子は、5月には、弟の助言もあって、防犯カメラやダミーカメラを、玄関先、庭

先、北側勝手口付近等に設置した。

暴力的行為のあらわれ

5月20日午前4時ころ、中村正幸が出勤のため車で自宅を出た際、和男は、棒を持つて自宅玄関に立ち、中村正幸に続いて車を発車させようとしたが、途中で止めた。

5月28日午後3時ころ、和男は、中村宅の壁に石や土を投げてきた。

6月9日、中村宅の前の道路の側溝の補修工事の件で、和男と友子及び中村正幸が、近所まで聞こえるほどの大声で言い合いとなり、友子の弟が仲裁に入ることがあった。その際の和男は、目つきが鋭く、全身を震わせ、言葉遣いも荒く、興奮していない時はまったく異なる様子だったという。

7月23日午前8時半ころ、友子が、自宅近くのゴミ集積場から自宅に戻ろうとして、幅5、8mの道路の南端付近を西方へ向かって歩いていたところ、前方から、和男が運転するセダンの自家用車が、センターラインを南側へまたいで友子の方へ向かってきて、友子のすぐ脇で停止した。友子は、驚いて車から身をかわすとともに、「きやー何するの」などと大きな声で叫び、咄嗟にフロントガラスに左手をかけて車を

押さえ、右手で車を叩くようにして避けた。和男の車はすぐにその場を去り、友子も自宅へ歩いて帰った（轢過事件）。

友子は、自宅へ帰ると、地元警察署へ電話をかけ、隣人に車で轢かれそうになつたと伝えて警察官の来訪を求め、在宅していた中村正幸にもその旨伝えた。

地元警察署は、交番に友子の申告内容を伝えて臨場を指示し、交番勤務の巡査が中村宅へ行き、事情聴取に当たつた。友子は、巡査に対し、それまでの和男の嫌がらせについて、嫌がらせを記載したメモを見せて話をした上で、轢過事件について、友子を待ち伏せしていたのか、たまたま目に入つて轢こうとしたのかわからないが、ここまでするというのは単なる嫌がらせではなく、殺意を持っているのではないか、などと話し、警察で何とかしてほしいと依頼し、夫の正幸も、警察の捜査を依頼した。友子は、30分ほど話をしているうちに、次第に、汗が吹き出て、顔色が悪くなるなど体調が悪化していくが、轢かれそうになつたから気分が悪い、主人が居るから大丈夫、などと言いながら、巡査と話を続けていたところ、嘔吐するに至り、その後、救急車で病院へ運ばれた。

巡査は、友子作成のメモを借りて中村宅を辞し、帰署後、友子の相談内容等を、相勤者に報告の上交番引継簿に記載した。丁交番の勤務日誌には、「事案処理（相談）」「隣人からの嫌がらせを受けており、今朝は隣人の車にひかれそうになつた。」との申告に基づき、相談者宅へ赴き事情聴取に従事した」と記載した。巡査は、友子の話には大きさな面があり轢過事件の事実関係の話も現実的ではないと考えて、友子の申告を、被害申告ではなく、生活安全相談として報告して、上司の判断を仰ぐこととし、警察安全相談記録簿に、「隣人からのいやがらせについて」との件名で友子からの相談内容を記載して、友子の話を聞きながら作成した図面と友子作成のメモを添付し、同日中に、地元警察署の生活安全課に提出した。

友子は、頭痛や吐き気がひどく、病院に搬送後そのまま入院することとなり、検査の結果、脳梗塞を起こしていることがわかつたが、治療により症状が改善したため、8月10日に退院した。友子は、入院中の7月24日には、看護師に対して、涙を流しながら、和男の嫌がらせについて話をしました。

巡査は、7月28日に、友子から受け取ったメモを返すために中村宅を訪れたところ、中村正幸から、友子が轢過事件当日から入院している旨を聞いた。

巡査の上司は相談記録簿の決裁に際して、末尾に「事実関係について見分等により明らかにし、事実存在すれば警告等により対処のこと」と記載し、生活安全課係長に対し、友子に電話をして詳細を聞くように指示をした。

生活安全課係長は、これを受けて中村方へ何度も電話をかけたが、友子が入院中でつながらなかつたことや、友子に怪我も外傷もなかつた以上現場に行つて調査をすることもできないなどと判断して、事実関係の調査を行わないこととした。

友子は、退院後の8月13日に、地元警察署に電話をかけ、和男が轢過事件の件で何か処分を受けたか問い合わせをした。地元警察署では、交通課が応対し、状況を調査してから連絡する旨を回答した。友子は、翌14日も、地元警察署に問い合わせの電話をかけた。

生活安全課係長は、友子からの問い合わせの電話があつたことを知つて、同月15日に中村宅へ電話をかけ、友子に対し、「7

月23日の件は相談として受理して報告書が作成されており、友子に対するアドバイス等は考えたが、和男を処分するための刑事手続は進めていない。処分を期待するのであれば最初からその意思を示し被害届を出して下さい。被害届があり犯罪構成要件に該当する行為があれば、適正な捜査を進め検察庁に送り、裁判にかける努力をする。今回は相談として受理したが友子が入院していたのでその後のフォローもできなかつた」などと回答した。

友子は、生活安全課係長の話を聞き、轢過事件当日に巡査に話をしたにもかかわらず、自身が入院していた3週間近くの間捜査が行われないままであつたことに對して、驚きと失望を隠せず、生活安全課係長の説明を納得することはできなかつた。

生活安全課係長は、友子の苦情申出の事実を聞き、以前は被害届を出さないと書いていたのに話が違うと思ったため、友子の真意を確認するべく、同日午後1時30分ころに中村宅に電話をかけ、友子の話を聴取した。その際、友子は、轢過事件について、被害届の提出や告訴を考えたいと話した。これを受け、同日夕方には、地元警察署刑事課の警部補2人が中村宅を訪れ、轢過事件について友子の話を聴取した。友

子は、警部補らに対し、隣がどうしてこうすることをするのか知りたい、今は告訴

聞いた話を伝えたが、生活安全課係長は、被害届は出さないと言つたはずだ、などと答えて、刑事手続を進めるという話はしなかつた。

するとかしないとかではない、今回は車に

轢かれそうになつた、車を武器にしているから警察が入れると思った、近所の女性が轢かれそうになつたのを見ているはずなので話を聞いてほしい、などと話をした。

警部補らは、友子に対して、「近所の住民や和男から話を聞くが、捜査した結果事件にできない場合もあるので、そのときは了解してほしい、中村正幸が帰宅する9月1日にまた伺う」などと話をして、中村宅を後にした。

警部補らは、その足で、近所の女性宅を訪れ、女性から、轢過事件の目撃状況として、「声がしたので声がする方を見ると、友子が道路に立つており、その脇に和男の車が停まっていた、友子が轢かれそうになつた瞬間は見ていない」などと聴取した。警部補らは内山宅も訪れたものの、留守のようだつたため、和男からの事情聴取は行わなかつた。

警部補らは、友子が話した轢過事件の態様が現実的なものではなく、近所の女性も目撃者とはいえず、友子の話を俄に信用することはできないと考えたものの、なお、友子から被害状況を詳しく聞き実況見分を行つてから和男の話を聞こうと考え、轢過

事件について、暴行事件として捜査を開始することとした。

9月1日、警部補らが中村宅を訪れ、友子と中村正幸から話を聞くとともに、近所の女性は轢過事件を目撃していない旨を伝えた。その際、警部補らは、友子に対しても、被害妄想的ではないか、中村正幸に対して、定年まであと1年だから仕事を辞めて自宅に戻つたらどうか、などと話をしたところ、友子と中村正幸はこれに不満を覚えたという。

友子は、翌2日に地元警察署に電話をかけ、警察官の来訪を要請し、これを受けて訪問した警部補らに対し、被害届を出したい旨伝え、翌日の午前9時に地元警察署に行くことを約束した。しかし、一方で、友子は、近所の女性が轢過事件を目撃していないという警部補らの話に納得していかつたので、その日の夜、近所の女性に電話をして、再度、轢過事件の目撃状況について尋ねたところ、女性から、以前と同様に、友子の様子を見ていた等の話が得られた。そのため、友子は、近所の女性は目撃者のはずであると考え、警察に対してさら

へ電話をかけ、警察は信用できないから轢過事件についてはもう警察には頼まない旨を伝えるとともに、翌4日には、県警本部に電話し、先に対応してくれた警察官に対する、轢過事件で何度も警察が家に来ていいのはおかしい等と述べ、警部補らに対する不信感を伝えた。また、友子は、地元新聞社に警察の対応を批判する内容の投稿を送るなどした。

友子は、その後も、県警本部に電話をかけ、地元警察署警察官の対応について苦情を伝えるとともに、9月17日には、友子が地区の自治会の福祉部長と電話で話したときの話を録音したテープとその反訳書等を、警部補宛てに郵送した。上記反訳書中、友子の発言の中には、「隣の人に20何年、嫌がらせされてたんですけど、車を武器に使つたんで、警察入ってもいいかなと思つて警察を入れたんです」「警察入つても入んなくてもいいんですけど、お隣がなにしろ、何を思つて、家だけ干渉しているんだかね、だからそれさえ止めてくれれば何の問題もないんですよ」というものがあつた。警部補は、9月26日、友子に電話をかけ、被害届提出の意思を尋ねるとともに、

翌日午後1時30分の来署を要請した。

翌27日、友子は中村正幸と共に地元警察署を訪れ、轢過事件の警察の捜査や事情聴取の方法について不満を伝えた上で、最終的に、「(事件から)2か月も経つて、もう遅いので被害届は出さない。今さら認め事は起こしたくない。相手の尻に火を点けようなど」と言い、被害届は提出しないことを表明した。また、中村正幸も、「もっと悪くなるから出さない」と言いつた。友子に同調した。そこで、警部補は、轢過事件の申告の処理結果を明らかにするために、被害届を提出しないことを確認する文書の作成を友子に求め、友子の言葉を拾い上げて、「私は、平成13年7月23日、午前8時17分ころ、自宅北側の路上において、東隣に住む内山和男さんが運転する普通乗用自動車に轢かれそうになりましたが、この件については、被害届を出したことによってさらに生命の危険があるかもしれませんため、被害届は提出しません」と記載した答申書を友子と中村正幸に示したところ、友子は、上記の「危険があるかもしれないため」の後に、「又、今さら届出しきれないので」という文言を付加し、これに、友子と中村正幸が署名押印した。

引き続く事件

9月16日午後7時半ころ、友子が義妹の良江宅へ行くために中村宅から本件道路上へ出た途端に、和男の乗った自転車が中村宅フェンス付近に近づき、いつたん方向転換した上で、友子が、中村宅の3件西隣に位置する家の角を曲がるまで友子の後を付いてきて、再度方向転換をして戻つていった。そのため、友子は、良江宅から帰る際には、良江の夫に付き添つてもらつた。

10月6日午前11時ころ、和男は中村宅へ電話をかけ、電話に出た友子に対し怒鳴つて電話を切つた。

10月30日午後零時半過ぎ、友子が布団を叩いて取り込んでいると、和男が、堀の脇の脚立に登つて堀越しに中村宅へ身を乗り出し、友子に大声で文句を言つてきたため、友子は、自宅庭にあつた物干し竿を手に取り、和男に向かつて突き出した。すると、和男は、友子の手から物干し竿を奪い、手にした竿で、友子の肩や手を突いてきたため、友子は警察に連絡した。(以下「竿突き事件」という。)

地元警察署警察官が中村宅、内山宅を訪れて事情を聞いたところ、和男に外傷はない

く、和男は、友子の布団叩きの時間についての不満や、覗かれるから塀を建てたことなどを話しながらも、竿を友子に返すこと了承したため、担当警察官らは、双方に對して、仲良くするように諭して現場を後にした。

担当警察官は、地元警察署の勤務日誌に、「事案処理(近隣トラブル)」「中村方から隣人の和男さんとトラブルになつたとの申告により、現場赴き。事情聴取(昼食時、布団たたきをしたことから口論になつたもの)」と記載した。友子は、同月31日に県警本部に電話をしたが、満足のいく答えは得られなかつた。

11月1日午後2時ころ、友子がうどん粉をビニール袋に入れて、自宅2階の内山宅側の窓から外へ突き出して置いておいたところ、和男がカメラで写真を撮り始めたため、友子は、ビニール袋を切つて、炭疽菌より強い粉だ、と言つて和男の方へ粉をまき、これを見た和男が、実際に炭疽菌をまかれたとして110番通報をした。(以下「炭疽菌事件」という。)

通報を受けて、交番の警部補らを含む、警察官5、6名が出動したところ、和男は、非常に興奮しており、警部補らがうどん粉

である旨説明しても、炭疽菌で間違いない

から衣服の検査してほしいとして譲らず、警部補らが衣服の検査を了承するまでの間、興奮が冷めない様子であった。また、その際、友子は、警部補に対し「自動車に跳ねられても警察はなにもしてくれない。自分で対抗することに決めた」と話した。

獵銃の所持申請

1月2日、和男は、竿突き事件について被害届を出したとして地元警察署に行き、警察官とともに中村宅を訪れた。

警部補は、炭疽菌事件の際、衣服を検査するとして和男から衣服を借りていったが、検査は行わないまま、12月20日に、内山宅を訪れて返却したところ、和男は、警部補に対して、落ち着いた様子で、友子との間にはもう何もない、炭疽菌事件も気にしていないからもう結構です、などと話した。

内山幸恵は、卵巣のう腫のために継続して通院するなど、体の不調が続いており、和男は、年末ころから、幸恵の看病疲れを理由として、かかりつけの内科医から睡眠薬あるいは安定剤の処方を受けて、服用す

るようになった。

平成14年2月初旬ころ、和男は、銃砲

店を紹介なく訪れ、射撃をやりたいと話した。和男は、続けて「H社を定年退職した。

若いころから射撃をやりたいと思つており、病気の妻が回復ってきて、たまには付

き添わなくとも大丈夫な状態になつたから射撃をやりたい」などと話し、銃砲を所持したいと思つてゐる旨を伝えた。店主は、和男に対して銃砲所持許可手続の説明をす

る中で、和男について、物静かで紳士的であるという印象をもち、所持許可申請手続を手伝うこととした。

和男は、2月18日、地元警察署を訪れて本件講習会申込をし、嘱託員がこれを受け付けた。地元警察署において、銃所持許可関係事務は、生活安全課保安生活安全課係長と生活安全課課長が担当していた。生活安全課係長は、銃所持許可要件の審査事務を約10年間、合計200ないし300件程度経験したが、それまでの間、不許可

としたり、取り下げを促した案件はなかつた。また、許可した銃が犯罪に使用されたという事例を目にしたこともなかつた。担当課長は専ら、生活安全課係長からの報告等をもとに審査を行つていた。

担当課長は、和男について、轢過事件、炭疽菌事件が問題となつてゐたことや、和男と友子との間に長年のトラブルが継続していたことを知つてゐたため、生活安全課係長に対して、引き続き行われる教習資格認定申請や銃所持許可申請の審査の際に、友子とのトラブルが継続しているかどうか、あるいは、中村家との間以外にも和男にトラブルがあるかどうかを含めて、身元調査等を十分に行うように指示をした。

また、担当課長は、本件講習会申込について副署長、署長の決裁を受ける際に、和男が友子との間にトラブルを抱えていると知つてゐた署長からも、身元調査をしつかりと行うよう指示を受け、これを生活安全課係長へ伝えた。

もつとも、担当課長は、付近住民からの調査に際して中村家から意見聴取を行うと、和男あるいは友子を刺激することにもなりかねないと考え、生活安全課係長に対して、中村家から必ず意見を聞くようにという指示は行わなかつた。

生活安全課係長は、担当課長の指示を受け、嘱託員に対して、教習資格認定申請時に和男と面接する際に、よく和男の話を聞いてチェックすることを指示した。

和男は、同月28日に、銃刀法5条の3

ていた。

第1項の講習会を受講の上、考查に合格し、講習修了証明書を交付された。和男は、3月11日、地元警察署を訪れて、散弾銃の所持を希望して、本件教習資格認定申請をし、嘱託員がこれを受け付けた。嘱託員は、受付に際して和男と面接を行い、医師の診断書、講習終了証明書、経歴書等の添付書類の確認に加えて、和男から、面接調査表に基づき、2号の欠格事由に関して精神病歴の有無等を、6号の欠格事由に関して、性質（粗暴性、短気、激情性）としておとなしいこと、素行（酒癖、ギャンブル癖等）としてギャンブルはやらないこと等を聴取し、その旨を記載した面接調査票を作成した。また、銃所持の動機として、退職した後の趣味として標的射撃をしたい旨を聴取した。

生活安全課係長は、通常の許可申請の案件では、自らが面接を行うことはなかつたものの、本件許可申請については、担当課長の指示を受けて、直接和男と面接を行い、銃所持の動機や中村家との関係について尋ねたところ、和男は、退職したので趣味として射撃をやりたい、「隣とは大丈夫です。特に問題はないですよ」などと淡々と話し

生活安全課係長は、和男について、穏やかで真面目で紳士的な印象を受け、和男の話に不審な点は感じなかつたため、中村家の関係について、騒過事件等の具体的な事象を挙げるなどして、さらに深く質問をすることはせず、紳士的で温厚な人物である旨を担当課長へ報告した。ただし、和男を良く知る職場の上司によると、和男は激情的な性格で、職場内でも同僚と協調的ではなくつたと供述している。

友子は、3月上旬には、明け方に和男が中村宅の庭に来ている気配を感じ、防犯グッズの設置を検討したり、民間の調査会社へ、門扉の開閉時に音が出るような装置の設置について相談した。

和男は、4月、5月ころからは、幸恵が足の浮腫のために1人では歩けなくなつたため、夜中に1時間おきに起こされる状態となり、睡眠不足の状態が続くようになつていた。

6月5日午後零時半ころ、友子が布団を取り込んでいる最中、和男が、内山宅から帰越しに友子に向かつて怒鳴り出したため、友子は警察へ相談することを考えたが、1人で話をするのでは警察にばかにされる

ため義妹の岡本良江に同席してもらおうと考え、夕方、良江に電話をかけ、和男の嫌がらせがまた始まり、午後9時過ぎに警察官が中村宅に来るため、良江にも立ち会つてほしいと依頼した。

友子は、午後9時半ころに中村宅を訪れた交番の警部補と巡査に対し、和男のこれまでの嫌がらせを話し、何か事が起きた前に何とかしてほないと頼んだところ、警部補らは、今一度、民生委員や自治会役員等に相談することを勧め、身の危険を感じたときは110番をして下さい、警らを強化します、などと言つて、午後10時20分ころ、中村宅を後にした。上記相談の際、友子から、和男が獣銃を所持しているとの話は出なかつた。

警部補は、相談記録簿に、「隣家の主人にいやがらせをされている」との件名で、友子の相談内容を記載した。

友子は、翌6日には保健所に、翌々7日には民生委員に電話をかけ、騒過事件を含めて、和男の件について相談した。これに對して、民生委員が、騒過事件の事實關係等を詳しく尋ねたり、友子にも問題があるので、と伝えたところ、友子は、その民生委員にはもう相談しない旨を告げて電話

を切った。

発砲事件の発生

和男は、同月8日、銃砲店から、トラップ射撃（クレーと呼ばれる皿を射止める射撃競技）用の弾丸250発を購入し、翌9日には、銃砲店店主の付き添いのもと射撃場へ行き、150から160発程度、トラップ射撃を行った。和男は、銃砲店店主に対して、今度またお願ひします、と言い、同

射撃場を後にした。

幸恵は、同月13日に容態が悪化し、救急車で搬送された。6月下旬には、幸恵の介護などに当たっていた福祉施設に電話をかけ、「7月の3日から5日までの間、妻を預かって欲しい」と依頼した。福祉施設での宿泊は初めてだったという。そして、獣銃所持から1ヶ月弱経った7月3日の午前9時ころ、和男は幸恵を介護施設に預けた。

翌日の7月4日前、友子はいつものようになランダに布団を干し、埃とりのために布団を叩いた。午後1時8分、和男は、自宅2階の自室に保管してあつた上下2連式の獣銃を持ち出し、自宅の庭から、2階

ベランダで布団を取り込んでいる友子目掛けて銃弾を発射し、友子は頭部左側面に被弾してその場に転倒した。

その後、和男は、中村宅の敷地内へ侵入し、中村宅1階南側窓のガラスを割つてサンダル履きのまま中村宅内へ押し入り、2階ベランダへ行き、1、2mの至近距離から、助けを求める友子の右胸へ、さらに3発の銃弾を撃ち込んだ。

友子の義理の妹・岡本良江は、自宅に居た時、突然の発砲音が聞こえ、驚いて2階に駆け上がり、東側窓から音のする中村宅の方を見たところ、中村宅2階ベランダに友子が横たわり、和男が傍らで散弾銃の銃口を友子に向けて構えていた。大声で、やめてやめてと叫んだところ、和男は、岡本良江を狙つて発砲を繰り返し、更には、中村宅へ駆け寄ろうと自宅北側の勝手口から外へ出た良江を目掛けて2発の銃弾を発射し、良江は頭部左側面と頸部左側面に被弾してその場に転倒した。

和男は、その後、中村宅2階6畳間で銃口を口にくわえ、自ら銃弾で頭を打ち、自殺した。

原告友子は病院に搬送されたが、同日午後2時39分に、出血性ショックにより死

亡した。

岡本良江も病院に搬送され、ICU救命救急センターでの懸命の治療により一命をとりとめ、その後、眼球摘出手術、長期間のリハビリを経たものの、左腕の機能全廃、体幹の機能障害による歩行困難により、身体障害者1級の認定を受け、日常生活の大半を車椅子で過ごし、介護を要する状態となつた。また、頭蓋骨や頸部等に、100個以上の散弾が、摘出が困難なまま残存し、常に痛みやしびれといった神経症状に苦しみ、睡眠も阻害される状態にある。

近隣トラブルが殺傷事件という最悪の結果を迎えたが、この間、友子は警察への相談件数が33回、自治会や保健所などへの相談が11回、新聞社にも4、5回の相談を行つていたが、結局、解決が図られることはなかつた。

4. ドラブル防止・解決のための事案分析および解説

4. 1 近隣トラブル解決システムの必要性

最後にこの事件を取り上げたのは、近隣トラブルに対する解決システムの必要性を、具体的な事例を通して訴えるためである。本事件は、近隣間で20年もの長い期間に亘って争いを続け、この間、被害者の女性は考えられるありとあらゆる人や機関に問題解決の相談を行っている。相談先は、市の市民相談課、地方法務局人権擁護係、精神保健相談センター、自治会長・副会長・市の福祉部長、交番、地元警察署、県警本部、勤務先総務課、公民館無料法律相談、裁判所、弁護士、民生委員、新聞社社会部などであり、いかに必死に助けを求めていたかがわかる。それでも拘らず、問題は解決しないどころか、遂には、当事者双方ともに最悪の結末を迎ってしまった。

現在の我が国では、近隣間に泥沼の争いが起こつた場合、これをうまく解決できる方法はない。本事件の経過を見れば分かるよう、市役所や警察に相談しても効果がなく、地域の自治会長や勤務先の上司も何の役にも立たず、弁護士や裁判所への相談も解決には繋がらなかつた。このように解決方法がないために悲惨な結末を迎えてしまつた事例は、当事件以外にも多数ある。事件ばかりではなく、訴訟というのも悲惨な結末の一つと考えてよい。近年特に多くなつてきている近隣間の事件の殆どは、トラブルの解決システムがあれば起こらなかつたものと考えている。避けえない近隣トラブル事件などないのである。では、どのような解決システムが必要化といえば、第2部で詳述しているが、アメリカ合衆国で普及しているNJCを模した日本版の近隣トラブル解決

センターである。近隣トラブルを円満に解決するための методは、これ以外にないと言つてい。日本の社会も、真剣にこのような社会システムの導入を考える時期に來てゐる。